

平成 30 年度 第 1 回利尻富士町総合教育会議

日時：平成 30 年 10 月 30 日（火）午後 1 時 30 分

場所：利尻富士町役場 2 階庁議室

1. 開会

2. 町長挨拶

3. 説明・協議事項

（1）利尻富士町教育大綱（H27・29）推進状況について

（2）新・利尻富士町教育大綱の策定について

（3）その他

利尻富士町総合教育会議 添付資料

資料 1	利尻富士町教育大綱に係る教育施策の推進状況	・・・	P	1
資料 2	利尻富士町教育大綱（案）	・・・	P	2～ 3
資料 3	利尻富士町教育大綱新旧対照表	・・・	P	4～ 7
資料 4	キッズウィーク資料	・・・	P	8～1 2
資料 5	利尻富士町総合教育会議設置要綱	・・・	P	1 3～1 4

利尻富士町教育大綱に係る教育施策の推進状況

基本指針	教育政策の目標	実施した主な施策
1 社会で生きる実践的な学力を育成する教育の推進 教育の役割は、子どもたちが夢や希望を持ち、自分の未来を切り拓いて生きていけるよう、基礎的・基本的な知識や技能を身に付けさせることにあります。このため、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、「確かな学力」「健康な体」「豊かな心」を育み、児童生徒が自らの夢や希望を実現し社会で活かせる教育を進めます。	①小規模、少人数の特性を生かし、共に学びあう活動を通して、「確かな学力」「健康な体」を身に付ける教育を推進します。	○学習指導要領の着実な実施 ○全国学力・学習状況調査の実施及び検証 ○小中併置校整備に伴うへき地複式教育活動の推進 ○外国語指導助手（ALT）の配置による外国語教育の推進 ○スポーツ機会の充実、わんぱくマラソン等各種大会の実施による体力づくりの機会創出
	②思いやりの心、規範意識や自然を愛する心などを通して、豊かな人間性や社会性を育む教育を推進します。	○青少年健全育成事業（親子ふれあい歩こう会、夏休み・冬休みチャレンジ教室等）の実施 ○市町村間児童交流及びジュニアリーダー育成の実施
	③防災教育、ふるさと教育、環境教育など、地域の教育資源を活用した特色ある教育を推進します。	○HAC 利尻島上空遊覧飛行体験 ○利尻高校ふるさと教育の支援協力（全島一周・利尻山登山） ○マクドナルド奨学資金、イングリッシュキャンプ等の実施
	④児童生徒の教育的ニーズに応じた、適切な指導や支援を行う特別支援教育を推進します。	○特別支援学級の適正配置 ○特別支援教育補助員の適正配置
	⑤教職員の資質・能力と組織力の向上を通して、地域に信頼される開かれた学校づくりを推進します。	○教職員の研修機会の充実（ミドルリーダー講習会の実施等） ○コミュニティスクール（学校運営協議会）の設置・運営
2 安心・安全教育環境の整備と支援の推進 子供たちの健やかな成長を促すためには、安心して学べる場と安全な教育環境の整備が大切です。 このため、町が有する教育施設や設備等をより効果的に活用するとともに、社会の変化に対応した教育施設や設備を計画的に整備して、安心・安全で質の高い教育環境の充実を図ります。	①教育施設・設備の充実に努めるとともに、その機能を高め効果的な活用を図ります。	○鬼脇小中併置校校舎・屋体・グラウンドの整備 ○学校庁用備品、義務教育備品、学校図書備品の整備 ○教職員住宅の整備
	②良好で質の高い学びを実現する ICT 教育の充実に努めます。	○ICT 環境（学校パソコン）整備 ○ 〃 （無線環境）整備
	③保小中高とのスムーズな連結を図るとともに、小中併置校の連携教育の推進に努めます。	○学校間連携の推進 ○学校経営方針に基づく小中併置校連携教育の推進
	④幼児の教育・保育の充実に努めるとともに、義務教育間への円滑な移行に努めます。	○特別支援教育連携協議会活動の推進 ○就学前検査（知能・検診）の実施・連携 等
	⑤その他	○児童生徒及び教職員の健康診断の実施 ○家庭の経済状況や地理的条件への対応として、就学援助・修学旅行費補助・中体(文)連大会出場費補助、育英資金の貸付等の実施 ○放課後子ども教室（ふじっこ）及び学校支援活動（絵本の読み聞かせ等）の実施 ○利尻高校通学費補助の実施
3 生涯学習の充実と文化・スポーツ活動の振興 町民が心豊かで生きがいのある生活を送るためには、生涯を通じて積極的に学び、その成果を生かせる環境が必要です。 このため、町民一人ひとりが豊かに学び、文化やスポーツを楽しむ環境を整えとともに、地域を担う人材の育成を支援するために、効果的な事業の推進に努めます。	①町民一人ひとりが生涯にわたって学習に取り組むことができる環境づくりを推進します。	○生涯学習体制の整備推進 ○公民館事業（各種教室・図書室運営・文化体育活動等）の推進 等
	②地域に根ざした芸術・文化活動を推進するとともに、優れた芸術・文化に触れる機会を提供します。	○劇団四季「こころの劇場」公演 ○町文化協会、文化団体活動への支援 等
	③郷土の歴史を伝える文化財の保護・保存とともに、展示や情報発信に努めます。	○南浜獅子神楽保存会等の伝承活動への支援 ○町指定文化財の維持管理及び看板の多国語表記化の実施 ○沼浦海水浴場遺跡学術調査の実施・支援 等
	④町民一人ひとりが健康で豊かな生活を営むための生涯スポーツを促進します。	○町体育協会への支援及び町スポーツ少年団の育成 ○スポーツ振興のための各種大会・教室等の実施 等

利尻富士町教育大綱（案）

1 利尻富士町教育大綱の位置づけ

利尻富士町教育大綱（以下「大綱」という。）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき、本町の教育行政を推進するための指針となるものであり、まちづくりや教育の振興に関する基本的な方針及び講ずべき施策について示した「**利尻富士町まちづくり創造総合計画**」（2018年度～2027年度）、「利尻富士町学校教育推進計画」（平成26年度～平成30年度）、「利尻富士町生涯学習推進計画」（平成23年度～平成32年度）、「利尻富士町子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度～平成31年度）をもとに定めるものです。

この大綱は、町長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議、調整したうえで策定するものです。

2 大綱の実施期間

大綱の実施期間は、**2018年度～2020年度**までの3年間としますが、今後の社会情勢等の動向等を踏まえ、適宜改定するものとします。

3 利尻富士町が目指す教育

今日、少子高齢化や情報化、グローバル化の進展など社会環境の急速な変化に伴い、子ども達の規範意識や倫理観の低下、人間関係の希薄化に伴う社会性の未発達などが全国的な教育課題となっています。

本町で育つ子ども達には、これらの社会情勢の変化に対応し、自らの未来を切り拓いて生きていくための基礎的な力を身に付けさせなければなりません。そのためには、学校、家庭、地域、関係機関が連携して、児童生徒の学力・体力の向上や心の教育の充実を図る必要があります。本町の未来を担う児童生徒が、自然を愛する豊かな心と高い知性を持ち、21世紀を切り拓くたくましい子どもを育てる学校教育の充実と、明日を担う心豊かな人づくりと文化を育むまちに向けた取組を推進していきます。

4 具体的な基本指針

1. 社会で生きる実践的な学力を育成する教育の推進
2. 安心・安全な教育環境の整備と支援の推進
3. 生涯学習の充実と文化・スポーツ活動の振興

基本指針１ 社会で生きる実践的な学力を育成する教育の推進

教育の役割は、子どもたちが夢や希望を持ち、自分の未来を切り拓いて生きていけるよう、基礎的・基本的な知識や技能を身に付けさせることにあります。

このため、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、「確かな学力」「健康な体」「豊かな心」を育み、児童生徒が自らの夢や希望を実現し社会で活かせる教育を進めます。

- 小規模、少人数の特性を生かし、共に学びあう活動を通して、「確かな学力」「健康な体」を身に付ける教育を推進します。
- 思いやりの心、規範意識や自然を愛する心などを通して、豊かな人間性や社会性を育む教育を推進します。
- 防災教育、ふるさと教育、環境教育など、地域の教育資源を活用した特色ある教育を推進します。
- 児童生徒の教育的ニーズに応じた、適切な指導や支援を行う特別支援教育を推進します。
- 教職員の資質・能力と組織力の向上を通して、地域に信頼される開かれた学校づくりを推進します。

基本指針２ 安心・安全教育環境の整備と支援の推進

子供たちの健やかな成長を促すためには、安心して学べる場と安全な教育環境の整備が大切です。

このため、町が有する教育施設や設備等をより効果的に活用するとともに、社会の変化に対応した教育施設や設備を計画的に整備して、安心・安全で質の高い教育環境の充実を図ります。

- 教育施設・設備の充実に努めるとともに、その機能を高め効果的な活用を図ります。
- 良好で質の高い学びを実現する ICT 教育の充実に努めます。
- 保小中高とのスムーズな連結を図るとともに、小中併置校の連携教育の推進に努めます。
- 幼児の教育・保育の充実を図るとともに、義務教育間への円滑な移行に努めます。

基本指針３ 生涯学習の充実と文化・スポーツ活動の振興

町民が心豊かで生きがいのある生活を送るためには、生涯を通じて積極的に学び、その成果を生かせる環境が必要です。

このため、町民一人ひとりが豊かに学び、文化やスポーツを楽しむ環境を整えるとともに、地域を担う人材の育成を支援するために、効果的な事業の推進に努めます。

- 町民一人ひとりが生涯にわたって学習に取り組むことができる環境づくりを推進します。
- 地域に根ざした芸術・文化活動を推進するとともに、優れた芸術・文化に触れる機会を提供します。
- 郷土の歴史を伝える文化財の保護・保存とともに、展示や情報発信に努めます。
- 町民一人ひとりが健康で豊かな生活を営むための生涯スポーツを促進します。

○利尻富士町教育大綱 新旧対照表

《改正の内容》

- ・町の最上位計画である「利尻富士町まちづくり創造総合計画」（2018～2027）の策定及び利尻富士町教育大綱実施期間（H27～29）経過に伴う更新整備。

《主な変更点》

- ・実施期間を 2018 年度から 2020 年度の 3 年間とし、大綱の内容は国が定めた「第 3 期教育振興基本計画（2018～2022）」を概ね網羅したものとなっていることから変更しない。

改 正 後	改 正 前
1 利尻富士町教育大綱の位置づけ 利尻富士町教育大綱（以下「大綱」という。）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 1 条の 3 に基づき、本町の教育行政を推進するための指針となるものであり、まちづくりや教育の振興に関する基本的な方針及び講ずべき施策について示した「<u>利尻富士町まちづくり創造総合計画（2018 年度～2027 年度）</u>」、「利尻富士町学校教育推進計画」（平成 26 年度～平成 30 年度）、「利尻富士町生涯学習推進計画」（平成 23 年度～平成 32 年度）、「利尻富士町子ども・子育て支援事業計画」（平成 27 年度～平成 31 年度）をもとに定めるものです。 この大綱は、町長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議、調整したうえで策定するものです。	1 利尻富士町教育大綱の位置づけ 利尻富士町教育大綱（以下「大綱」という。）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 1 条の 3 に基づき、本町の教育行政を推進するための指針となるものであり、まちづくりや教育の振興に関する基本的な方針及び講ずべき施策について示した「<u>利尻富士町新まちづくり総合計画（平成 20 年度～平成 29 年度）</u>」、「利尻富士町学校教育推進計画」（平成 26 年度～平成 30 年度）、「利尻富士町生涯学習推進計画」（平成 23 年度～平成 32 年度）、「利尻富士町子ども・子育て支援事業計画」（平成 27 年度～平成 31 年度）をもとに定めるものです。 この大綱は、町長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議、調整したうえで策定するものです。
2 大綱の実施期間 大綱の実施期間は、<u>2018 年度～2020 年度までの 3 年間</u>としますが、今後の社会情勢等の動向等を踏まえ、適宜改定するものとします。	2 大綱の実施期間 大綱の実施期間は、<u>平成 27 年度～29 年度までの 3 年間</u>としますが、今後の社会情勢等の動向等を踏まえ、適宜改定するものとします。
3 利尻富士町が目指す教育	3 利尻富士町が目指す教育

今日、少子高齢化や情報化、グローバル化の進展など社会環境の急速な変化に伴い、子ども達の規範意識や倫理観の低下、人間関係の希薄化に伴う社会性の未発達などが全国的な教育課題となっています。 本町で育つ子ども達には、これらの社会情勢の変化に対応し、自らの未来を切り拓いて生きていくための基礎的な力を身に付けさせなければなりません。そのためには、学校、家庭、地域、関係機関が連携して、児童生徒の学力・体力の向上や心の教育の充実を図る必要があります。本町の未来を担う児童生徒が、自然を愛する豊かな心と高い知性を持ち、21世紀を切り拓くたくましい子どもを育てる学校教育の充実と、明日を担う心豊かな人づくりと文化を育むまちに向けた取組を推進していきます。 4 具体的な基本指針 1. 社会で生きる実践的な学力を育成する教育の推進 2. 安心・安全な教育環境の整備と支援の推進 3. 生涯学習の充実と文化・スポーツ活動の振興	今日、少子高齢化や情報化、グローバル化の進展など社会環境の急速な変化に伴い、子ども達の規範意識や倫理観の低下、人間関係の希薄化に伴う社会性の未発達などが全国的な教育課題となっています。 本町で育つ子ども達には、これらの社会情勢の変化に対応し、自らの未来を切り拓いて生きていくための基礎的な力を身に付けさせなければなりません。そのためには、学校、家庭、地域、関係機関が連携して、児童生徒の学力・体力の向上や心の教育の充実を図る必要があります。本町の未来を担う児童生徒が、自然を愛する豊かな心と高い知性を持ち、21世紀を切り拓くたくましい子どもを育てる学校教育の充実と、明日を担う心豊かな人づくりと文化を育むまちに向けた取組を推進していきます。 4 具体的な基本指針 1. 社会で生きる実践的な学力を育成する教育の推進 2. 安心・安全な教育環境の整備と支援の推進 3. 生涯学習の充実と文化・スポーツ活動の振興
基本指針 1 社会で生きる実践的な学力を育成する教育の推進 教育の役割は、子どもたちが夢や希望を持ち、自分の未来を切り拓いて生きていけるよう、基礎的・基本的な知識や技能を身に付けさせることにあります。 このため、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、「確かな学力」「健康な体」「豊かな心」を育み、児童生徒が自らの夢や希望を実現し社会で活かせる教育を進めます。	基本指針 1 社会で生きる実践的な学力を育成する教育の推進 教育の役割は、子どもたちが夢や希望を持ち、自分の未来を切り拓いて生きていけるよう、基礎的・基本的な知識や技能を身に付けさせることにあります。 このため、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、「確かな学力」「健康な体」「豊かな心」を育み、児童生徒が自らの夢や希望を実現し社会で活かせる教育を進めます。
○小規模、少人数の特性を生かし、共に学びあう活動を通して、「確かな学力」	○小規模、少人数の特性を生かし、共に学びあう活動を通して、「確かな学力」

「健康な体」を身に付ける教育を推進します。 ○思いやりの心、規範意識や自然を愛する心などを通して、豊かな人間性や社会性を育む教育を推進します。 ○防災教育、ふるさと教育、環境教育など、地域の教育資源を活用した特色ある教育を推進します。 ○児童生徒の教育的ニーズに応じた、適切な指導や支援を行う特別支援教育を推進します。 ○教職員の資質・能力と組織力の向上を通して、地域に信頼される開かれた学校づくりを推進します。	「健康な体」を身に付ける教育を推進します。 ○思いやりの心、規範意識や自然を愛する心などを通して、豊かな人間性や社会性を育む教育を推進します。 ○防災教育、ふるさと教育、環境教育など、地域の教育資源を活用した特色ある教育を推進します。 ○児童生徒の教育的ニーズに応じた、適切な指導や支援を行う特別支援教育を推進します。 ○教職員の資質・能力と組織力の向上を通して、地域に信頼される開かれた学校づくりを推進します。
基本指針 2 安心・安全教育環境の整備と支援の推進	基本指針 2 安心・安全教育環境の整備と支援の推進
子供たちの健やかな成長を促すためには、安心して学べる場と安全な教育環境の整備が大切です。 このため、町が有する教育施設や設備等をより効果的に活用するとともに、社会の変化に対応した教育施設や設備を計画的に整備して、安心・安全で質の高い教育環境の充実を図ります。	子供たちの健やかな成長を促すためには、安心して学べる場と安全な教育環境の整備が大切です。 このため、町が有する教育施設や設備等をより効果的に活用するとともに、社会の変化に対応した教育施設や設備を計画的に整備して、安心・安全で質の高い教育環境の充実を図ります。
○教育施設・設備の充実に努めるとともに、その機能を高め効果的な活用を図ります。 ○良好で質の高い学びを実現する ICT 教育の充実に努めます。 ○保小中高とのスムーズな連結を図るとともに、小中併置校の連携教育の推進に努めます。 ○幼児の教育・保育の充実を図るとともに、義務教育間への円滑な移行に努めます。	○教育施設・設備の充実に努めるとともに、その機能を高め効果的な活用を図ります。 ○良好で質の高い学びを実現する ICT 教育の充実に努めます。 ○保小中高とのスムーズな連結を図るとともに、小中併置校の連携教育の推進に努めます。 ○幼児の教育・保育の充実を図るとともに、義務教育間への円滑な移行に努めます。

基本指針 3 生涯学習の充実と文化・スポーツ活動の振興	基本指針 3 生涯学習の充実と文化・スポーツ活動の振興
町民が心豊かで生きがいのある生活を送るためには、生涯を通じて積極的に学び、その成果を生かせる環境が必要です。 このため、町民一人ひとりが豊かに学び、文化やスポーツを楽しむ環境を整えとともに、地域を担う人材の育成を支援するために、効果的な事業の推進に努めます。	町民が心豊かで生きがいのある生活を送るためには、生涯を通じて積極的に学び、その成果を生かせる環境が必要です。 このため、町民一人ひとりが豊かに学び、文化やスポーツを楽しむ環境を整えとともに、地域を担う人材の育成を支援するために、効果的な事業の推進に努めます。
○町民一人ひとりが生涯にわたって学習に取り組むことができる環境づくりを推進します。 ○地域に根ざした芸術・文化活動を推進するとともに、優れた芸術・文化に触れる機会を提供します。 ○郷土の歴史を伝える文化財の保護・保存とともに、展示や情報発信に努めます。 ○町民一人ひとりが健康で豊かな生活を営むための生涯スポーツを促進します。	○町民一人ひとりが生涯にわたって学習に取り組むことができる環境づくりを推進します。 ○地域に根ざした芸術・文化活動を推進するとともに、優れた芸術・文化に触れる機会を提供します。 ○郷土の歴史を伝える文化財の保護・保存とともに、展示や情報発信に努めます。 ○町民一人ひとりが健康で豊かな生活を営むための生涯スポーツを促進します。

1. 方向性

- ・豊かな人生を送り、子供たちの豊かな心や人間性を育むためには、家族や仲間とともにゆったり休日を過ごすことにより、絆を深めたり、趣味に打ち込んだり、地域行事に参加したりすることなどが重要であり、1億総活躍社会に向け、働き方改革と表裏一体のものとして、休み方改革を進めることが課題。
- ・有給休暇取得率が低い状況の中、家族などで休日をゆったり過ごすことを促進するため、学校休業日の分散化及びそれに合わせた有給休暇取得促進が必要。
- ・休日の在り方の多様化により、観光需要の平準化による雇用の拡大や地域活性化につながる可能性。

夏休みなどの長期休業日を分散化することで

地域ごとに「キッズウィーク」を新たに設定し、大人と子供が一緒にまとまった休日を過ごす機会を創出（例えば、親子で一緒に月～金を休みとし9連休に）

2. 対応策

（1）平成30年度から学校休業日を分散化させます！

法令上の手当により、夏休みなど長期休業日から平日に学校休業日を分散化
（休業日の設定状況や工夫事例の周知）

（2）子供だけでなく、大人もしっかり休めます！

経済団体、企業等に学校休業日に合わせた休暇取得を強く要請
（有給休暇取得率を70%に（20%UP））

（3）休みに、多様な活動機会を確保します！

文化・スポーツ団体、企業等に活動機会の確保等を要請
（特に、親子が親しむことができるプログラムが提供できるよう要請）

一体的に推進

（4）これらの取組を官民一体となって推進します！

- ①大人と子供が向き合い休み方改革を進めるための「キッズウィーク」総合推進会議【国】
（通称：キッズウィーク総合推進会議）
官民による意見交換、調整等
- ②地域における休み方協議会（仮称）【地域】
地域関係者による、学校休業日設定や休暇促進方針・対策の協議
- ③観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議WG【地域】
市区町村における取組状況の確認、課題や好事例等の共有
- ④ロゴマークやキャッチフレーズによる盛り上げ【機運醸成】

1. キッズウィークとは

⇒学校休業日の分散化と有給休暇取得で大人と子供が共にゆったりとした休日をも！

- 地域ごとに夏休みや冬休みなどの学校の長期休業日から、一部の休業日を他の日に移して休業日を分散化する（キッズウィーク）。学校が休みとなった日に大人も有給休暇を取得し、大人と子供が共に休日を過ごすことを国民運動的に盛り上げていく。
- 平成30年度から、都道府県・市区町村など一定の地域単位で、全国一律・一斉といった形ではなく、地域の実情に応じ、教育現場や企業の取組などを踏まえ、学校休業日の設定をはじめ、多様なやり方で自主的に取組を進めていただくことを想定。国は、地域の取組を支援。

2. キッズウィークにより目指すもの

⇒家庭や地域の教育力の向上と休み方改革をめざし、地域・観光振興も！

- 豊かな人生を送り、子供たちの豊かな心や人間性を育むためには、家族や仲間とともにゆったり休日を過ごし、絆を深めたり、趣味に打ち込んだり、地域行事に参加したりすることが重要である。
- 子供と大人が向き合う時間を確保するため、学校休業日を分散するとともに、その休みに合わせて大人が休みをとり、地域行事や体験活動、旅行など多様な活動を共に行うことにより、家庭や地域の教育力の充実が図られ、地域愛を育てることとなる。同時に、大人についても働き方を見返す契機となる。1億総活躍社会に向け、働き方改革と表裏一体のものととして休み方改革を進め、有給休暇取得率70%の達成を目指す。
- また、休日が多様化することにより、観光需要の平準化による混雑緩和、ハイシーズンの宿泊料金の低廉化と雇用の拡大、地域の活性化に資する。

3. 推進体制 ⇒国と地域の取組

- (1) 【国】 官民一体として取り組むため、政府に内閣官房長官を議長とし、関係大臣、関係団体の代表、有識者で構成する「大人と子供が向き合い休み方改革を進めるための「キッズウィーク」総合推進会議」（通称：キッズウィーク総合推進会議）を設置し、意見交換などを行う。
- (2) 【地域】 実施する地域単位ごとに、例えば協議会を設置し、自治体、学校、商工会、商工会議所、NPOなどの関係者が、休業日の設定や活動機会の確保、有給休暇の取得等について協議しつつ検討を進めていくことを想定。また、都道府県内で地域における協議会の連絡会を設け、情報交換、事例の共有を行うことも効果的と思われる。
- (3) 【国・地域】 国の出先機関や自治体などによる「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議WG」により、地域における取組状況の確認、事例の共有等を行う。

4. 政府の具体的取組 ⇒官民連携して環境整備

(1) 法令上の措置による学校休業日の分散化の明確化と周知

今年度中に学校休業日の分散化を促進するための法令上の手当てを講じるとともに、学校現場が混乱しないような手立てを検討する。さらに、次年度の休業日設定や企業における休暇取得の促進等に資するよう全国の休業日分散化の状況を取りまとめるとともに、分散化の工夫事例を公表・周知する。

(2) 有給休暇取得に関する企業への働きかけ

「年次有給休暇取得促進期間（10月）」を中心に、子供たちの休業日に合わせた休暇取得に配慮するよう重点的に周知啓発を実施するとともに、事業主の自主的な取組を促進するための法律に基づく指針の改正を検討。また、産業界における休暇取得の経済的インセンティブ付与の仕組みの導入を目指す。また、公務員（教員を含む）の有給休暇取得も奨励する。

(3) 多様な活動機会の確保要請及び柔軟な宿泊商品の造成

親子でスポーツ・文化等に親しむことができるプログラムの提供、社会教育施設・文化施設の無料開放等が行われるよう、地方公共団体や各種団体に協力を要請する。また、家族が宿泊する際に、人数にかかわらず利用できる適切な料金の宿泊商品の造成を観光業界に促す。

(4) 保護者が休めない家庭の子供への対応

キッズウィークの実施に合わせ、子供の居場所づくり、イベントづくりなど、どうしても保護者が共に休めない家庭の子供への対応について関係機関に要請するとともに必要な支援を行う。

学校休業日の分散化イメージ

※休業日の時期や期間は、地域の実情に応じて設定。

例1：夏季休業日を短縮し、県民の日と合わせて4連休を創設

6月							8月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3			1	2	3	4	5
4	5	6	7	8	9	10	6	7	8	9	10	11	12
11	12	13	14	15	16	17	13	14	15	16	17	18	19
18	19	20	21	22	23	24	20	21	22	23	24	25	26
25	26	27	28	29	30		27	28	29	30	31		

これまで夏休みだった期間

例2：夏季休業日を短縮し、土日等と合わせて、例えば秋に新たな長期休業日を創設

7月							8月							10月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
						1								1	2	3	4	5	6	7
2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	10	11	12	8	9	10	11	12	13	14
9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19	15	16	17	18	19	20	21
16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26	22	23	24	25	26	27	28
23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30	31			29	30	31				
30	31																			

これまで夏休みだった期間

■秋休みを設定している例

【東京都渋谷区】

既存の3連休と合わせて、5連休の秋休みを設定。

10月5日（木）～10月9日（月）（5日間） ※平成29年度における小中学校の例

■地域の発展と歴史を学ぶ機会とするために休業日を設定している例

【山形県鶴岡市】

地域の伝統的なお祭りである天神祭の実施日（5月25日）をふるさと休日として設定。

【神奈川県横浜市】

横浜開港祭が開催される6月2日の開港記念日を休業日として設定。
（あわせて市内の公共施設を子どもに無料開放）

【熊本県人吉市】

10月9日に開催される人吉市内の地方祭（おくんち祭）の日に市立小中学校の休業日を設定。

利尻富士町総合教育会議設置要綱

(目的)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）

第1条の4第1項の規定に基づき、利尻富士町の教育に資するため、利尻富士町総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 総合教育会議は、法第1条の4第1項の規定により、次に掲げる協議及び事務の調整等を行う。

(1) 利尻富士町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議

(2) 利尻富士町の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき措置

(3) 児童、生徒の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(構成員)

第3条 総合教育会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

(招集)

第4条 総合教育会議は町長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

3 総合教育会議の議長は、町長をもって充てる。

(意見の聴取)

第5条 総合教育会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議等に関する意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 総合教育会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録の作成および公表)

第7条 総合教育会議は、総合教育会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表する。ただし、前条ただし書きの規定の場合にあっては、この限りではない。

(調整結果の尊重)

第8条 総合教育会議において、構成員の事務の調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第9条 総合教育会議の事務局は、総務課において処理する。ただし、総合教育会議の開催及び大綱の策定等に関する事務を教育委員会事務局に補助させることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月4日から施行する。